

変更届出について

平成 30 年 4 月高齢介護課

介護報酬（加算等）に関する事項の変更

介護報酬（加算等）に関する事項の変更については、変更届出が必要です。

必要書類を調製の上、**加算の算定を開始する月の前月 15 日まで**に届け出てください。

届 出 先	小田原市高齢介護課（本庁舎 2 階 17 番窓口）
必 要 書 類	1.指定居宅介護支援事業所変更届出書
	2.介護給付費算定に係る体制等届出書
	3.介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
	4.介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1）※該当時のみ
	5.加算チェック表及びその内容が分かる資料
	6.指定居宅介護支援事業所変更届出書（副）及び返信用封筒 ※写しが必要な場合のみ提出ください。
届 出 の 期 日	加算の算定を開始する月の前月 15 日まで

（注意事項）

- ・加算の届出後に加算の要件を満たさなくなった場合には、当該加算を算定できないことはもちろんですが、加算を取りやめる旨の届出が必要です。
この場合、速やかに届け出てください。

介護報酬以外に関する事項の変更

介護報酬費以外に関する事項の変更のうち、指定居宅介護支援事業所実施規則に規定のある事項については、変更届出が必要です。

必要書類調製の上、**変更後 10 日以内**に届け出てください。

届 出 先	小田原市高齢介護課（本庁舎 2 階 17 番窓口）
届 出 時 必 要 書 類	1.指定居宅介護支援事業所変更届出書 2.指定居宅介護支援事業所実施規則に定める申請時必要事項及びその内容が分かる資料（任意様式） 3.指定居宅介護支援事業所変更届出書（副）及び返信用封筒 ※写しが必要な場合のみ提出ください。
届出の期日	変更のあった日から 10 日以内

（注意事項）

「2.指定居宅介護支援事業所実施規則に定める申請時必要事項及びその内容が分かる資料」について

- ・内容が分かる資料については特に様式を指定しませんが、公的な証明が存在する事項についてはその証明を添付してください。

※証明の原本ではなく写しの添付でも可としますが、申請時に原本を確認しますので、必ず原本をご持参ください。

問い合わせ先
〒250-8555
小田原市荻窪 300 番地
小田原市高齢介護課介護給付係
TEL:0465-33-1827
開庁時間 平日の 8:30～17:15